

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年6月1日
-197号-

消費トラブル情報

格安スマホの契約トラブルにご注意ください！

相談事例



格安スマホをインターネットから契約したが、使い方や不明な点を問い合わせたくても、実際の店舗がなく、サポートの電話窓口しかないが、何度かけても話し中でつながらない。なんとかしてほしい。

アドバイス



格安スマホ会社の中には実際の店舗がなく、故障時の対応や問い合わせ窓口が電話やホームページ等に限定されている場合があります。契約前に、サポート体制等のサービス内容についてよく確認しましょう。

参照先：国民生活センターHP

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen281.html

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen281.pdf>（見守り新鮮情報）



消費生活相談：083-924-0999

平日 8:30～19:00
土 8:30～17:00

製品安全情報

夏に多発！扇風機の経年劣化やエアコンの電源コードのねじり接続にご注意ください！

事例・原因

扇風機

異音が生じたため確認すると、扇風機及び周辺を焼損する火災が発生。約38年の長期使用により、モーター部分が劣化してスパークが発生した。



注意点

コンデンサーやモーターコイル等の電気部品や、首ふり部分は、長期使用により劣化します。異音や焦げ臭い異臭がする場合は使用を止め、買い替えをお勧めします。

事例・原因

エアコン

エアコンの電源を入れたまま外出中、エアコンが焼損し、周辺を汚損する火災が発生。施工業者が電源コードを別のコードとねじり接続したのが要因。



注意点

電源コードのねじり接続等の改造や、テーブルタップなどを用いた延長接続は絶対に止めましょう！施工業者が行っている場合もあるので、使用前にご確認ください。

参照先: nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構)

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2017fy/prs170525.html>

豆知識

新しい洗濯表示について

(平成28年12月から)

新しい表示(経済産業省作成)

H28年12月からの **新しい洗濯表示**

家庭洗濯	漂白	タンブル乾燥	自然乾燥	アイロン	クリーニング
<ul style="list-style-type: none"> 40℃限度洗濯機「標準」* 40℃限度洗濯機「標準」* 30℃限度洗濯機「弱」* 40℃限度手洗い 家庭洗濯 NG 	<ul style="list-style-type: none"> 漂白OK 漂白NG 	<ul style="list-style-type: none"> 高温 80℃まで 低温 60℃まで タンブル乾燥 NG 	<ul style="list-style-type: none"> 「日なた」「日陰」 つり干し 濡れつり干し 平干し 濡れ平干し 	<ul style="list-style-type: none"> 高温 200℃まで 中温 150℃まで 低温 110℃まで *スチームなし アイロンNG 	<ul style="list-style-type: none"> ドライクリーニング 通常処理 石油系溶剤ドライクリーニング 弱い処理 ウエットクリーニング 非常に弱い処理 ドライクリーニング NG ウエットクリーニング NG

*洗濯機の機種により異なる

経済産業省 <わくは> 新しい洗濯

リーフレットがダウンロードできます

改正の概要

記号の種類が22種類から**41種類**に増え、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになります。また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

このように、新しい洗濯表示に変わることによって、一般消費者の利便性の向上が期待できます。

注意点

洗濯表示を確認せずに洗濯すると、色柄物がまだらになったり、生地を傷めてしまう可能性があります。服を大切にするために、正しい方法で洗濯しましょう。

参照先: <http://www.meti.go.jp/main/60sec/2016/20160804001.html> (経済産業省)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/pdf/laundry_symbols_161104_0001.pdf

(消費者庁)

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。

消費者力

UP

賢い消費者になろう!



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネット系トラブル ●過価販売
- 対人系トラブル(キャッチセールス他)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育) 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。
まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

消費者啓発出前講座への講師派遣について

山口県消費生活センターでは、消費者トラブルを未然に防止するために、学校や地域における研修や勉強会に講師を無料で派遣しております。皆様の消費生活知識の習得のため、是非御活用ください。

講座内容

- ・契約の基礎知識
- ・消費生活相談の事例紹介（インターネットトラブル、悪質商法など）
- ・クーリング・オフ制度など



派遣日・講座時間

- ・原則、平日（月～金）です。（土日祝日に実施を希望される場合は、事前に山口県消費生活センターに御相談ください。）
- ・講座は1～2時間程度です。



派遣講師

- ・消費生活センター職員
- ・消費生活相談員



派遣費用

- ・講師派遣にかかる費用は無料です。
- ・会場の用意及び受講者の募集は申込者が行ってください。



申込み方法

- ・別添「講師派遣申請書」により、講座の実施希望日の1カ月前までに山口県消費生活センターに郵送、FAX又はメールでお申込みください。
- ・申込日に派遣できない場合もありますので、申請はお早めをお願いします。



山口県消費生活センター （お問い合わせ/申込先）

- ・住所 〒753-8501
山口県山口市滝町1番1号
- ・電話 083-924-2421
- ・FAX 083-923-3407
- ・メール manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp



身近な消費者トラブルについて学んでみませんか。
お気軽にお問い合わせください。



イラスト提供：神奈川県 2013

「講師派遣依頼書」は、やまから通信の別添ファイルをご確認ください。